

議案第 22 号

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

- 2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに政令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。